

(システム施行)

職厚第264号

令和2年2月28日

各部（局）各課（室）長
企業局各課長
議会事務局総務課長
各種委員（会）事務局総務担当課長
各地方機関の長

殿

総務部長

(宮城県職員安全衛生管理者)

(公印省略)

職場における新型コロナウイルス感染症の予防について（通知）

このことについては、令和2年2月19日付けで各所属長宛て通知しておりますが、現在国内発生早期から国内感染期へと移行段階にきております。

各所属長におかれましては下記事項に留意いただき、職員の健康管理に留意願います。

記

- 1 風邪のような症状がある職員は会議や研修等への参加を控えるよう配慮願います。
- 2 発熱等の風邪の症状が見られる場合、休暇を取得するよう周知願います。
- 3 出張は業務上の必要性を精査し、出張時期や方法等を見直す（電話やメールですませる）ことも検討ください。出張せざるを得ない場合は、感染予防策を徹底するよう周知願います。

担当：職員厚生課 健康・福利班
電話：022-211-2248
FAX：022-211-4448
E-mail：syokukh@pref.miyagi.lg.jp

職場における新型コロナウイルス感染症の予防について

令和元年12月以降、中華人民共和国において新型コロナウイルスに関連した肺炎が発生し、現在、国内発生早期から国内感染期へと移行段階にきております。感染症の予防は職員一人ひとりの健康管理が基本となります。

1 感染予防について

職員一人ひとりが、一般的な衛生対策として、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、石けんやアルコール消毒液での手洗い、咳エチケット※を行っていただくようお願いします。

風邪のような症状がある場合は会議や研修等への参加及び出張を控え、参加及び出張せざるを得ない場合は、上記の感染予防策を徹底するようお願いします。

発熱や強い倦怠感などの症状が見られる場合は休暇を取得し、外出を控え、療養に努めてください。

感染症の予防には免疫力を高めることも大切です。十分な睡眠とバランスの良い食事、ストレスをためないことにも心がけてください。

※咳エチケットとは、感染症を他人に感染させないために、個人が咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえることです。
特に電車や職場、学校など人が集まるところで実践することが重要です。



2 電話相談窓口について

流行地域（下記URLから最新情報を確認願います。）から帰国・入国される方あるいはこれらの方と接触された方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、まずはコールセンター（下記参照）へ連絡いただきますよう、御協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、随時更新されておりますので、保健福祉部疾病・感染症対策室ホームページも御確認ください。

※保健福祉部疾病・感染症対策室ホームページURL

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/shingatakorona20200117.html>

宮城県・仙台市の新型コロナウイルス感染症に関する

一般電話相談窓口（コールセンター）

○ 受付時間：24時間対応

○ 相談窓口（電話）：022-211-3883